

令和4年度 第1回静岡市生涯学習推進審議会 会議録

1. 日時 令和4年6月2日(木) 午後1時30分から午後3時20分まで
2. 会場 葵生涯学習センター 3階 31集会室
3. 出席者
 - 【委員】 14名
渋江会長、白木副会長、井上委員、内山委員、海野委員、菊地委員、小山委員、伴野委員、中村和光委員、中村百見委員、西委員、西村委員、山本委員、渡邊委員
 - 【傍聴者】 2名
 - 【事務局】 宮城島生涯学習推進課長、大石課長補佐兼人づくり事業推進係長、
中村生涯学習推進係長
(生涯学習推進係)
加藤主査、宮内主査、渡辺主任主事、中村主任主事、佐藤主任主事、清水主事
 - 【指定管理者】
公益財団法人静岡市文化振興財団 葵生涯学習センター 羽根田センター長
橋戸係長
清水区生涯学習交流館運営協議会 事務局 廣瀬課長
 - 【教育総務課】
佐藤主査
4. 欠席者 桑添委員
5. 議事
 - (1) 報告事項
 - ア 令和4年度第3次大綱策定のスケジュールについて
 - イ 施設の運用改善について
 - ウ 「こ・こ・に」ほか、事業の紹介
 - エ 優良公民館等表彰について
6. 会議内容
下記のとおり

渋江会長

それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力お願いします。会議に先立ちまして、会議録の署名人を決めさせていただきます。これは、審議会終了後に作成する議事録について確認をしていただき、代表者1名に署名をお願いするものです。

本日の会議につきましては渡邊委員に署名をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

渡邊委員

はい、承知いたしました。

渋江会長

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

会議録につきましては、後日、市のホームページに掲載されますので、ご承知おきください。それでは、議事に入ります。

次第の3、議事（1）、報告事項のア「令和4年度第3次大綱策定のスケジュールについて」です。昨年度、当審議会で検討して取りまとめた答申について、審議会を代表して、副会長と共に4月21日に市長に提出させていただきました。

この答申を受けて、本年度は市の方で第3次生涯学習推進大綱を策定していただきます。これに対して審議会で委員のご意見をいただいていくということです。このスケジュールについて、事務局よりお願いいたします。

事務局

それでは、令和4年度第3次生涯学習推進大綱策定スケジュールについて説明いたします。お手元の資料は、事前にお送りした資料1-1と、本日お配りした差し替えの資料1-2、1-3をご用意ください。

最初に、資料1-1をご覧ください。昨年度3月に開催した審議会でもお配りした第3次大綱策定スケジュールですが、内容に修正がありましたので、最新版をお配りいたしました。今年度から新たに委員にご就任いただいた方もいらっしゃるので、全体の流れを今一度確認させていただきます。

第2次静岡市生涯学習推進大綱（しずおか☆希望の人づくりプラン）の計画期間が令和4年度末で終了することに伴い、静岡市では昨年度から2年かけて第3次大綱の策定作業を行っております。第3次大綱策定に向けて、昨年度6月3日に行われた審議会において、静岡市長から当審議会へ「静岡市が目指す生涯学習社会とその実現に向けた施策のあり方について」諮問が行われました。概要としては、第3次大綱策定にあたり、第2次大綱の理念や基本的な指針は継承しつつ、社会情勢を踏まえた、静岡市が目指す生涯学習社会とその実現に向けた施策のあり方について、審議会から意見をいただきたいという旨になります。

この諮問を受けて、昨年度中はワークショップ形式を含めた3回の審議と、メールなどでご意見をいただき、答申を作成いただきました。完成した答申書については、既に皆様

にお送りさせていただいておりますが、先程、渋江会長からもお話がありまじょうに、先日4月21日に渋江会長及び白木副会長から静岡市長へ答申書をご提出いただきました。

ここまでが、資料1-1の左半分の流れになります。今年度の策定の流れについてご説明します。答申が出されたあと、資料中では下から3段目「推進本部」の段において、「大綱案作成」と書かれた赤い大きな矢印があります。昨年度作成いただいた答申がそのまま第3次大綱になるのではなく、皆様からいただいた意見をもとに、静岡市の方で第3次大綱案を作成していきます。特にどういった事業を行っていくかという部分については、実際に各所管課が現在実施している事業、これから行う予定の事業を落とし込んでいくことになります。

なお、3月にお配りしたスケジュールでは、上から2段目、事務局が5月に第2次大綱の登載事業調査を行い、今回の審議会にて報告する予定でしたが、答申や本部等の実施などの都合から、調査を6月、審議会での報告が8月に変更となっています。

今年度は大綱案について委員の皆様からご意見をいただきながら、市の方で大綱を作成し、年内には内容を決定し、2月議会等で策定の報告を行う予定です。

次に、資料1-1のピンクで囲んだ審議会・推進本部の動きについて資料1-2をご覧ください。こちらは今年度の策定について審議会と推進本部の流れをもう少し詳細に示したのになります。大綱案の作成については、矢印で示しているように、市の中の作業部会、幹事会、本部会と会議を経て作られた案を審議会の中で諮ります。8月に予定している次回審議会ではパブリックコメントにかけている大綱案について、ご意見を伺います。

最後に資料1-3をご覧ください。今年度開催する審議会の会議内容の案をお示しました。第2回審議会では先程申し上げたパブリックコメントにかけている大綱案についてご審議いただきますが、他にも報告事項として生涯学習施設の建替・改修状況と、大綱推進計画の令和3年度実績及び令和4年度計画について報告を予定しています。第3回審議会ではパブリックコメントの結果報告と、パブリックコメントを受けて修正した大綱最終案についてご審議いただきます。年内に大綱策定を予定していますが、皆様には書面にてご報告いたします。最後に第4回審議会では主に運用改善の進捗状況の報告を予定しています。

以上で、令和4年度第3次大綱策定スケジュールについて説明を終わります。

渋江会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ある方は挙手をお願いします。今の段階ではないということでしたら、後で紙に書いてご提出いただけます。

それでは、次に報告事項イ、施設の運用改善について事務局よりお願いします。

事務局

それでは、施設の運用改善について報告させていただきます。まず、今回の報告の主旨ですが、ここ数年で取り組んでいる施設の運用改善についてはこの審議会でも継続的に報告させていただいておりますが、内容についてどんなことをやっているのか分からないといった意見もあったことから、新しく委員になられた方もいらっしゃるため、改めて概要についてご説明する形で報告させていただきます。

それでは資料2-1をご覧ください。こちらは本年度取り組んでいる運用改善の内容ですが、4つの項目がございます。個々の補足的な資料をそれぞれ2-2から2-5まで添付しておりますので同時にご覧いただければと思います。

運用改善の基本的な考え方ですが、利用者意見を踏まえた施設利用の利便性向上を図り、利用者の視点に立った運用改善をするというものです。各種アンケートや施設窓口へ寄せられた意見、パブリックコメントなど意見は様々なところから発生しますが、そういったものについて改善できるところから実施していくものとなります。

まずは自由利用スペースについてです。こちらは施設の利用者さんからの意見聴取により検討を開始したものです。生涯学習施設に軽い打合せや作業、休憩などを気軽にできる場所がないという利用者意見がありました。実際には、既にロビーなどに机、椅子などがありますが、使っている様子が見受けられないという現状があります。

右側の課題と取組状況ですが、打合せや作業、休憩などができる自由利用スペースの整備が必要ということで、ロビーの机や椅子を増やし、自由利用スペースのPRシートを作成し、市のホームページなどで広報して利用を促進する取り組みをしているところです。

また、使いやすく魅力的な自由利用スペースを試行的に設置し、他の施設のモデルとして運用しています。実際に令和2年度には北部生涯学習センター、令和3年度には浜田生涯学習交流館で試行的に進めたところであります。

自由利用スペース自体は他の施設にも設置してありますが、センターや交流館にはスペース的にあまり規模の大きいものは設置できません。また、生涯学習施設の施設規模がそれぞれ異なることから、スペースの広さや、机や椅子等の数といったものは定めず、施設ごとで既存のスペースを活用していくという形になります。なお、北部や浜田の試験的な設置では、利用者が使いたい気持ちになる雰囲気を重点に置きまして、装飾などにこだわっております。

ここで、資料2-2をご覧ください。先程説明したPRシートの例示として、蒲原生涯学習交流館の既存の自由利用スペースについて掲載しています。どんな利用ができるかという点も重要なので、○×形式で表現しています。資料の裏面をご覧ください。こちらは、先程説明した魅力ある自由利用スペースを令和3年度にモデル設置した浜田生涯学習交流館のPRシートです。机は大きなものですと一人が座っていると他の方が座りづらいということもあり、二人掛けのものを2つ用意しております。ただ、机の形状が特殊な流線形のため、くっつけることで大きい1つの机として利用できます。基本的には皆さんが使いやすいようレイアウトし、自由に利用していただく形となっております。

北部も浜田も、利用者からは「使いやすくなった」「使いたくなった」という意見を多数いただいております。今後もより使いやすい自由利用スペースを整備するため継続して実施していきます。

続いて、資料2-1の2段目のセンター利用に関するキャンセル運用の弾力化についてです。現状では、自己都合で施設を利用しなくなった場合は利用のキャンセルができず、使用料の還付もされません。2つ目に、使用料が還付されないことから、キャンセルするインセンティブが働かずにキャンセルされないため、他の団体も使用することができないという現状があります。自己都合とは、講師が来られなくなったり、人が集まらなくなったり、といった場合が考えられます。そういった場合に還付はできないという形になっております。

そこで、課題と取組ですが、資料2-3をご覧ください。表における「改善前」であります。利用月の3个月前に抽選申込したのち、当選した場合は必ず利用申請させるとともに申請時に使用料を納付させるよう利用者に周知していました。これだと先程申し上げたように、キャンセルできず使用料も還付されないうえ、他団体も利用できません。

下の段のとおり、規則に基づく利用申請前の予約段階であればキャンセルを可能とするよう検討しています。ただし、キャンセルを前提とした申込の濫用を防ぐため、一定数のキャンセルを行った場合は抽選の申込制限等を行うことを条件としています。また、使用しない場合、他団体が使用できるようにキャンセルするよう促す必要もあるため、キャンセルしやすくする一方で、無断キャンセルが起らないように申込制限を行うということでもあります。

次に、資料2-1の3段目、公共的団体の認定要件と認定期間の見直しについてです。現状で、公共的団体という認定制度があるのですが、認定期間の定めがなく最新の団体情報が把握できていません。また、認定要件が明確でないため、生涯学習団体と思われる団体を公共的団体として施設を使用させている場合があります。これについては、資料2-4をもって説明させていただきます。

公共的団体認定制度とは静岡市が認定した団体が公益事業を行うときに優先的に施設を利用できる制度です。公共的団体の認定要綱に書かれているとおり、手続きが必要となっております。一般団体ですと、施設を使用する1か月前から利用申請ができるのですが、公共的団体ですと、生涯学習センターの場合は3か月前、生涯学習交流館においては前年度の12月から利用申請ができます。使用料についても、生涯学習センターは約半額、生涯学習交流館は徴収しないと、公共的団体は施設を優先利用できるようになっています。

現状では、公共的団体の認定団体数は157団体（現時点）あり、公共的団体に準じた下部団体は1621団体あります。こういった団体が認定されているかという点、特に自治会連合会や社会福祉協議会、民生委員会、児童委員会などがあります。

問題点として、要綱に認定期間が定められていないため、変更事項の届出も出されておらず、市や施設において正確な団体情報が把握できていません。また、公益事業のみが優

先利用の対象となりますが、公益事業の判断が難しいという問題点もあります。さらに、公共的団体に準じた利用をしている下部団体につきまして、実態は生涯学習団体と思われる団体も含まれてしまっています。こうした問題点の解決策として、1つ目は認定期間を設けること、2つ目は公共的団体の要件を明確化することに取り組んでいきたいと思っております。

認定期間について、認定されてから年度末までを認定期間として、毎年度申請するような形で要綱を改正し、団体名や代表者名などの変更時における書式を追加する要綱を改正することを検討しています。

公共的団体の要件（公益性）の明確化については、「静岡市生涯学習施設条例第8条第2号に規定する公共的団体の利用の取扱いに関する要綱」の第3条に「公共的団体は、厚生社会事業団体、教育文化スポーツ団体、地縁団体その他公益の実現を目的とする団体であって、次の条件をすべて満たすものとする。」とありますが、抽象的な要件になっています。実際には、様々な団体がいるものですから、公共的団体の要件の「公益性」を、団体目的や利用内容等から明確化して認定し、適正な利用を促していきます。生涯学習活動を行っている団体につきましては、団体目的や事業内容の具体例を設定し、範囲を限定して認定していくような形にしていきます。

スケジュールにつきましては、現在は公共的団体へ7月に周知を開始し、8月には認定申請書提出を依頼し、10月には新しい公共的団体へ認定通知をしていくという形になっております。重要な点として、公共的団体として認められなかった場合、できるだけ8条3号・9条といった生涯学習団体へ移行していくことを検討しています。12月には、公共的団体の利用申請が開始できるようスケジュールを組んでいるところであります。

以上が、公共的団体の見直しについての説明になります。

最後に、資料2-1の4段目、使いやすい予約制度の確立ですが、この「予約」という言葉は、先程キャンセル運用の説明の際にお話しした、例えば生涯学習センターであれば、抽選申込や、システムで予約をとること、交流館であれば、団体の年間予定に基づき部屋を確保できるようにしたうえで、条例・規則に基づく利用申請を行う権利を得るような仕組みであります。

現状としては、予約ルールが明確化されておらず、利用者へあまり周知されていないということと、多数の集客を伴う利用を想定として葵生涯学習センターのホールを利用する場合に、利用申請期間が短くて利用しにくいという意見があり、利用者のニーズを把握できていないのではないかとということで検討しています。規則では、葵ホールの利用申請は生涯学習団体において3か月前となっておりますので、十分な周知や早期の講師確保が必要な事業を行うにあたって、ネックとなる部分となります。もちろん、イベント利用もありますが、単純に楽器、合唱の練習や広く天井も高いため軽運動やジャグリングの練習などの利用も多くあります。利用率が低いというわけではありませんが、本来の用途としての利用がなされていないという点が問題となります。

課題と取組ですが、1つ目は予約ルールを明確化して公表していきます。2つ目は、葵センターの予約の早期化についてニーズの把握、葵ホールの早期優先予約制度を6か月前から試行し、利用者ニーズの掘り起こしと、そのことに伴う課題の抽出を行いたいと思います。一定のニーズが把握できた場合、規則を改正して本運用に移行する可能性があります。運用に関しまして、令和5年1月の利用分から1年間分を試行できればと思っています。

資料2-5に葵センターホール早期優先利用募集要項をつけております。こういった内容に沿って公募し、6か月前に施設を予約できるような利用制度を進めていきます。応募資格としましては、葵ホールの利用であること、ただし、イベントの開催に伴う控室など他の部屋も利用することもあるので、その部屋も同時に利用できます。他の部屋の利用については、申請者と協議をします。2つ目は、100人以上が利用する予定であること、3つ目は、発表会、上演会、イベントなどが行われること、4つ目に、広く周知が必要な事業であることです。ホールで6か月前に予約が可能となることで、チラシ等の広報や講師への早期依頼が、実施しやすくなるのではないかと考えています。センターと当課で協議し、6月には実施される予定です。以上が運用改善の内容の説明となります。

渋谷会長

ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問や意見などありますでしょうか。
渡邊委員お願いします。

渡邊委員

3つほど絞って質問させていただきたいのですが、今ご説明していただいた中で、具体的なPRシートで蒲原と浜田生涯学習交流館の事例をご説明なさったのですが、この説明の中で、例えば、蒲原生涯学習交流館の中では飲食ができたり、自習ができたり、〇がついていますが、浜田生涯学習交流館については2つとも×です。生涯学習交流館は他にもたくさんあると思うのですが、どういう基準で〇や×になるのかがまずは1つ。

2つ目の質問は、先程のご説明の中にあつた公共的団体制度認定の見直しにつきまして、スケジュール感の中で現在の公共的団体の中で周知開始し、その次に現在の公共的団体へ申請書提出依頼し、そして、新公共的団体に認定通知をするとなっていますが、そのスケジュール感でいわゆる市が本来考えている公共的団体にもれなくアプローチができていくのか疑問です。つまり、このやり方だと現状あやふやになっている公共的団体が優先される施策になっています。でも、もしかしたら今まで認定されなかった、まったく新しい団体があるかもしれません。そういうところの炙り出しが全然考慮されていないところが非常に気になります。ですので、そういったところもお考えいただいた方がいいのではないかと思います。

3つ目ですが、そもそも、葵センターのを中心にご説明いただきましたが、葵センターだけではなく交流館、他にも生涯学習施設があるわけで、そもそも、そういった生涯学習センターや交流館のニーズがどの程度あるのかによって、対応策が変わってくるかと思えます。そここのところをもう少しわかりやすくご説明を追加いただきたいです。以上です。

■ 渋谷会長

3つご意見がありましたので、事務局は答えられる範囲で回答をお願いします。

■ 事務局

1つ目のPRシートのことですが、実際に利用の可否には、色々な使い方ができる中で、例えば、特に食事など匂いがあるものですから、場所によっては禁止をしているところがあります。そちらについては、館とこちらで協議して、これはいい、これは悪いということを決めていきたいと思っています。蒲原は全部できるのですが、浜田は自習学習につきましては、机の形状があまり大きくはないものですから、学習だと物を広げて、1人で独占して使ってしまうパターンがあります。図書館が併設されておりますので、そちらで自主学習ができるのではないかということで、基本的な使い方としては、打合せや休憩、読書などをお願いしているところなんです。飲食、食事につきましては、匂いがきついものですから、場所が玄関になるので禁止としています。Wi-Fi環境についてはWi-Fiの有無によって変わってきます。そういった、何ができるかできないかは全部これができるよという風にするべきなのかもしれませんが、現状では、館の事情により○×を決定しているという状況になっております。

2つ目につきまして、スケジュール感でできるのかということと、1000何団体ある団体以外にも団体があるのではないかということだと思います。実際に認定が157プラスいくつかあるのですが、過去に利用した団体で直近2年くらいに利用している団体は700団体くらいです。これから団体に周知をしていくにあたって、できるだけ皆さんに周知できるようにしていき、申請が増えてしまう可能性もあるのですが、できるだけ早い対応でやっていきたいと思っています。

3つ目は、葵のホールの優先利用のことでよろしいでしょうか。

■ 渡辺委員

逆です。葵だけの説明はいただいたのですが、他の生涯学習施設のことを含めて教えていただきたいと思っています。

■ 事務局

実際に、先程説明した予約制度というものがセンターの方が、葵のホールで言ったら3か月前、ホール以外だと2か月前と、利用申請の時期に準じています。交流館のほうは年間予約をよしとしているものですから、実際に利用の年の前年12月から年間予約が可能なものですから、あまりそういった意見が出ていないことが現状となります。こちらはこちらで別途予約の制度の見直しが必要であれば見直ししていきますが、現在の声としましては葵ホールのイベントで使うような事業について焦点を当てて検討するものであります。

渋江会長

渡邊委員、回答がありましたがいかがでしょうか。

渡辺委員

あとは、質問事項で書きます。ありがとうございました。

渋江会長

それでは、中村委員お願いします。

中村（和）委員

2点か3点お聞きしたいのですが、1つは公共的団体の認定運用に関して、毎年認定をしていくという形に持っていくのだと思いますが、現状すでに私たち静岡市文化協会の中に所属していて、何度も静岡市文化協会という名前で毎年全体として申請をしています。ですが、実際にホール等を利用するときは各団体として個別に毎年度申請をしなくてはならない形になっています。実は以前、10年くらい前は文化協会で申請したものがそのまま各公民館（生涯学習施設）等で通用するような形になっていたのですが、今はそういう形が取れていません。

なぜ、取れていないかというのと、各生涯学習センター等に裁量というものがあって、裁量の中で個別に確認をする作業があるようなので、僕たちとすればここに認知されている公共的団体の中の文化協会に所属しているのにも関わらず、2度申請しなければならないということがありあります。そういう意味では、利用者側からすると決めたことに対して各生涯学習センターにきちんと通知がたって、職員の人たちがきちんと理解してもらっていないと非常に不便なのです。

次に、実際に利用するときはどうなっているかというのと、利用者側からすれば年度ごとに毎年団体申請するという形ですが、3か月前に予約ができます。そうすると、4月、5月、6月と連続してホールを借りたい場合は4月、5月は3月に借りられますが、6月は借りられません。6月を予約するときには予約申請というものをしますが、3月に申請しているから、4月の時点で、年度で認定団体として報告しなくてはいけないわけで、そうすると3月の時点で予約が取れません。認定団体じゃないので。年度ごとに更新すると

いうことになっているから、3月の時点で4月、5月は予約できるけど、6月の部分は認定団体じゃないから予約が受け付けられないです。

だから、各団体が本当に使用に値する団体かどうか確認しなくてはならない作業はもちろんわかるのですが、きちんとそのあたりをしてほしいということと、本当に毎年しなければならないのか、僕たちにすれば何十年も文化協会の組織としてやっているの、それを毎年申請し直さなくてはいけないのでしょうか。必ずしも毎年じゃなくて2年3年に1度でもいいのではないのでしょうか。逆に言えば、その中で団体が公共性を持っているかどうかを審議していけばいいと思います。「今まで利用しているから」と、なんとなく認定していくとか、それだと危ないから認定し直すという形をとるよりも、きちんと公共性があるものを審議して3年に1度更新していき、当然ですが、その間に継続困難になってしまった団体はどうするのか、そういうシステムを作っていかなければならないと思います。単に一律毎年申請しても、僕は不都合が多すぎると思います。

市の方にお伺いしたいのですが、市の考えている業務路線と各生涯学習施設の自由裁量の部分はどう整合性をとっているか、一度整理してまたお聞かせいただきたいと思ます。

もう一つだけ言わせていただくと、葵ホールだけ6か月前使用というのは、現状のニーズとして必要だと思うし、集客をする以上、主催団体は周知をしなければなりません。そうすると、3か月前に予約で確定してから作業に入って周知していくのではとても足りません。だから、葵ホールみたいに6か月前予約は非常にいいことだと思います。先程別の委員からもありましたけれども、他の各生涯学習施設にもホールはありますけれど、それが集客に適しているかという、葵ホール以外には適していません。ほとんどが社交ダンスなどの練習等に使用されて、集客する例を僕は見たことがありません。生涯学習施設以外であれば、視聴覚センターが集客に適しているホールだと思うので、葵ホールと視聴覚センター以外はホールと名前があったとしても集客目的の利用は基本的にないと思われるので、葵ホールを特別に考えて、試行することはいいと思います。ここで一旦切らせていただきます。

渋谷会長

ありがとうございます。主に4点についてご意見、ご質問あったと思いますが、答えられるものについて事務局お願いできますか。

事務局

先程の公共的団体の日程や予約のルールに関しては、連結して考えられます。

団体の認定については、市が行っており、利用の許可などは指定管理者等の生涯学習センターや交流館で行っております。文化協会さんもそうかと思いますが、他の団体を含めて、どういうものかとかどういうルールでやっているのか、もう少し明確なものを、書面

でお示しして、その上でこういう検討しておりますといったものを別途送付させてもらうということでも、よろしいでしょうか。意見としましては、毎年の予約、認定について、センターでの需要と当課での需要があるかという点につきまして、また検討していきますけれども、ルール等の話についてはまた別途お答えさせていただきます。

生涯学習推進課長

ちょっと補足ですが、今お話を聞いていて思ったことなのですが、それぞれの生涯学習施設におけるルールの運用自体は、生涯学習施設条例と規則等によって統一した運用はされていると認識しておりますが、ただ、実はあちこちで言われるのですが、公共的団体の扱いや生涯学習団体の扱いとか一般からわかりにくい制度になっています。それが、わかるように窓口において説明しているつもりでいるのですが、ちゃんと伝わっていないという感じは正直しました。ですので、ここで口頭での説明は、一旦預からせていただきまして、書面でわかりやすく問題点等を整理してお示しさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

渋江会長

ありがとうございます。この議題についてほかに何かございますか。
では、西村委員お願ひします。

西村委員

時間がないので、シンプルに伝えさせていただきます。

今回の利用者視点に立った運用改善ということなのですが、そもそも誰をターゲットにして設定しているのかで大分考え方が違っているのかなと思います。今の利用者が利用しやすいのか、新しい利用者が利用しやすいのか、この2つの視点で分けて考えないといけないと思いますし、今の内容だとどちらに対してということが非常にわかりにくいかなと思います。自由利用スペースに関して、整備・利用促進、誰に利用促進するのだろうと、使いやすい予約制度の確立、誰が使いやすいのか、そこの主題をちょっと明確にさせていただけるとありがたいので次回の時や文書でも構いませんので、わかりやすくお願ひします。

渋江会長

ありがとうございました。貴重なご要望かと思ひますので、事務局はご対応ください。

この件について、お話を聞いていて、委員として2点あります。まず、渡邊委員から出た、館によって自由利用スペースの利用について、学習できる・できない、飲食ができる・できないことの基準が異なっていることについては、事務局より回答いただひている

ように根拠があります。そうした根拠を、PRシートの中で簡単に示すか、あるいは根拠を尋ねられた時に示せるようにしておくことが、必要と思いました。

あとは、公共的団体についてですけれども、スケジュール感は確かに気になりました。公共的団体として認められなくなる団体も生じることを考えると、このスケジュール感で果たして進められるかというところと、新規団体の汲み上げという視点で見たときにも、このスケジュール感で大丈夫なのだろうかと思います。もう少し段階を踏んで色々な形で説明をしていくことが必要になると考えると、もう少し時間が必要なのかなと、一委員として思いました。

この件で他にご意見・ご質問等ある方は書面でお願いします。報告ウ「『こ・こ・に』ほか、事業の紹介」について事務局よりお願いします。

事務局

それでは、事業の紹介をさせていただきます。資料としては、「こ・こ・に講座案内」と「地域デザインカレッジ」それから「高校生まちづくりスクール」のパンフレットをご覧くださいと思います。

最初にこちらの「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」ですが、ご存じの方もいらっしゃるかと思います。静岡市のいろんな課が実施している人材養成講座を一つに束ねて、一体的に推進する枠組みとして開講しているものとなります。開講が平成28年度、当初は10個の講座でしたけれども、令和4年度につきましては26講座まで拡充している状況でございます。今年度につきましても既に始まっている講座が半分くらいになります。講座の概要については、また、パンフレットの方をご覧くださいと思います。

続きまして、「地域デザインカレッジ2022」自治会・町内会編ですが、この講座は先程紹介させていただいた「こ・こ・に」の総合課程に位置付けられている講座となっております。昨年度から自治会・町内会編ということで、自治会・町内会の会長や役員様など、関わりのある方を対象としまして、今年度は座学としての基礎講座、それから自治会・町内会の課題解決に実践的に取り組んでいただく実践講座として実施をしていきます。昨年度の受講生の方は地域の見守り体制の強化ですとか、活動の見える化、それから自治会町内会の負担軽減や防災のあり方などに取り組みました。受講生と職員の伴走支援という形で講座をやってまいります。今年度も同じ枠組みで実施して参ります。

最後に「高校生まちづくりスクール」についてです。こちらの方は、青少年育成課の方で行っているプロジェクト編と当課で実施しているビジネス編という2つの講座がパンフレットの中に書いてあります。同時に募集するというので、高校生が対象となっておりますので、「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」のプレ過程に位置付けられています。当課で実施しているビジネス編につきましては、地域の課題をビジネスの手法を使って解決するプランを考えていく講座を実施することになっています。昨年度、受講生の中で講座終了後も活動を継続されて、実際に企業さんがトライアル実施をされたり、商品化され

たりしたチームもありました。今年度も多くの受講生が集まるように高校の方に説明をさせていただきます。

また、今日はチラシがございませんが、秋には市民大学リレー講座というものがあり、令和6年度に静岡キャンパスができる静岡理工科大学さんも参加しまして、6大学の知的資源を市民の方に提供する機会ということで、今年度は「シチズンシップウィズコロナ」をテーマにして実施する予定となっています。

主な事業の説明は以上となります。

渋谷会長

ありがとうございます。報告事項ウの説明が事務局からありましたが、このことについてご質問のある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

特にご質問等ないようですので、次に進みたいと思います。もし、何かご質問等ある方は、質問票の方でお願いしたいと思います。

それでは、報告事項エ「優良公民館等表彰について」事務局よりお願いします。

事務局

昨年度の優良公民館等表彰で、静岡市の生涯学習施設が表彰されましたので報告します。お手元の資料3をご覧ください。

優良公民館等表彰とは、国では文部科学大臣が、県では静岡県教育長が、公民館及び、公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容、方法等に工夫をこらし地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として表彰し、今後の公民館活動の充実や振興に貢献するために行っているものです。

昨年度は、藁科生涯学習センターが文部科学大臣表彰、大里生涯学習センターと岡生涯学習交流館が静岡県教育長表彰を受賞しました。

藁科生涯学習センターでは、「藁科てくてくマップをつくろう」事業が評価されました。具体的には、講座に参加した市民が藁科川流域の歴史や文化に関する情報収集を行い、マップを作成するもので、歴史ある寺社仏閣、藁科川の美しい風景など、受講者それぞれの視点で地域の魅力を探したことで、地域の魅力をふんだんに盛り込んだマップが完成しました。5年間で15地域を取り上げ、全5号を発行し、平成30年度には5か年の取組・成果について地域内外へ広く報告するため、「藁科地域マップ作り報告会」と「てくてくマップ展示会」を開催しました。平成30年度以降もマップを活用したウォーキング講座等を行い、藁科地域の魅力を体験、学習できる講座を継続しています。

大里生涯学習センターでは、「大里地域探訪プロジェクト」事業が評価されました。地域の特徴である「川と水」をキーワードとして地域の歴史・文化等を再発見する各種事業に取り組み、その研究成果のまとめとして受講者と共に「大里かるた」を制作しました。

かるたで取り上げた文化財等への理解や地域への愛着を深めるために「大里かるた」大会を開催するなど普及活動にも努めています。

岡生涯学習交流館では、「防災勉強会」と「東日本大震災オンライン語り部講座」事業が評価されました。岡生涯学習交流館は、市立清水桜が丘高等学校との複合施設であることから、共同での勉強会の開催や避難所運営ガイドブックの作成、地域住民向けの説明会に取り組みました。また、作成した避難所運営ガイドブックをもとに、年に1回地域の連合自治会や小中学校、高校と防災連絡会を開き、訓練や情報交換等を行っています。

このような表彰は、施設のPRにもつながり、指定管理者や我々職員にとって大変励みになるものです。今後もこのような表彰に積極的に推薦していき、静岡市の生涯学習の推進を図っていきたいと考えております。以上で報告を終わります。

渋江会長

ありがとうございました。今の報告についてご質問のある方は挙手をお願いいたします。

ないようでしたら、本日まだご発言をされていない方がおられますので、今日の報告事項に関して一言何かあれば、ご発言されていない委員に伺いたいと思います。白木副会長からお願いします。

白木副会長

時間がないので、簡単に。今ありました優良公民館等について、大変おめでとうございます。これを励みに益々やっていただければと思いますし、多分そういうところを育てるための審議会でもあるかなと思いますので、また何かご助言とかあれば事務局を通じて伝えてもらえたらと思います。

渋江会長

ありがとうございます。次に、中村百見委員、どの報告事項でも構いませんので何か一言お願いします。

中村（百）委員

生涯学習交流館ですが、私は前任校が興津中学校で教頭をやっておりました、当時興津生涯学習交流館では様々な取組がありまして、興津は非常に特色がある地域で、自然が豊かで、いろんな取組が年間通して、コロナの前ですが、行われていました。先程委員の方から話もありましたが、何のためにそうした施設を使っていくか、誰を対象とするかというようなことも含めて、利用者側の視点というのが非常に大事で、地域に根差した活動が、そうした施設を活用してできることが一番いいのではないかと思いますので、そういった視点を持って、考えていけたらなと思いました。

渋江会長

ありがとうございます。それでは、西委員お願いします。

西委員

私は草薙カルテッドというまちづくりの団体に所属しております、草薙ですと有度地区にあたるのですが、昨年度から有度の生涯学習交流館の館長が新しく変わられて、その方が積極的に地域に出て連携を作っていこうと活動されている方でして、私自身一昨年まで交流館って少し縁遠いというか、自治会の方たちとか婦人部、女性部の方が使っている場所というイメージがあったのですが、実際は、有度で人材養成講座を実施されていたりして、どんどん交流館独自でというか、交流館が主催する事業なんかもすごく多くなっているのだなということを実感しているところであります。

今回の表彰された交流館やセンターでもこういうすごくいい取組をなされているということで、そういった取組が増えていくとよいと思います。

渋江会長

どうもありがとうございました。では、山本委員何かありましたらお願いします。

山本委員

色々聞いて、色々参考になりましたけれども、私は地域の生涯学習センターの評議委員になっております。先程、お話がありましたが、生涯学習センターを利用する場合はいつでも借りられますよね？先程、規定が決めてあるという話がありましたが、全然私は知りませんでした。うちの公民館はいつでも使えるように、自由に使えるようになっているのですが、問題点があれば私が行って、色々世話を焼いています。私も思うのですが、この生涯学習センターにこっちの話があまり通じていないですよ。どの程度通じているかということ、生涯学習センターを利用する方が全然知らないということでは困るのですが、そちらはどうでしょうか。今ここでどうこうではなくて、今回そう気が付きました。

渋江会長

ありがとうございました。続いて、伴野委員お願いします。

伴野委員

生涯学習施設の運用改善の話で、利用者ニーズを把握して運用改善するという事は、今までコツコツとやってこられた、どちらかと言えば、施設の管理面のような話を中心になっているような感じがして、それと、西委員が言っておられたその地域の人づくりの担

い手、誰がリーダーシップをとって人づくりをしていくのかという視点が重要になるのだなど。最近では、中学校のクラブ活動を地域に担ってもらいますというような話も出てくると、ではその地域でどうやってそのクラブ活動を担っていくのですかというときに、誰がどうするのだという受け皿に、学校はもうできません、と言ってしまった時に、中学生の人づくりを地域のどこがやってくれるのか、と、そういう地域の人づくりをどうやっていくのかと思いました。

渋江会長

ありがとうございました。それでは、小山委員お願いします。

小山委員

生涯学習センター、ここ1、2年コロナの影響で尋ねたりするとわりと駐車場も空いているような状況が多かったように思っておりますが、少しずつ人が戻ってきているような気がしておりますので、ちょうど色々なことを見直していただくにはいい機会なのではないかなと思います。今までも見直していただいていたと思いますけれども、より使う側が使いやすく、参加する側も参加しやすいように少しずつ変えていくというところがちょうどいい休息時間があったと考えてですね、これから皆さんが使うときに新しい形になっていけばいいなと思います。先程の葵ホールの使い方なんかも、以前私も団体で使わせていただいたことがあります、やはり、ああいう風にしていただけると助かります。そういうところは、改善するところは改善して、ただ、こういう優良公民館等のことも、情報としてもっと発信できるというなど。今日私は初めて知ったものですから、そういうところも気に留めていただいて、広く市民の方に知らせていただけたらいいなと思います。

渋江会長

ありがとうございました。それでは菊地委員、お願いします。

菊地委員

質問・意見票に書こうと思ったのですが、1つ運用改善についてですが、キャンセルの仕方ですね、利用申請前の7日ということで、後使いたい人に告知するのにそれだけの期間でいいのかなと思いました。

それから先程も話がありましたけれども、飲食の範囲はどこまでとするのかと思いました。

あとは、対応を下げるとありますが、対応を下げるとはどういうことをどういう範囲までするのかなど、基準がちょっとわからなかったです。

それとあと、中村委員が言った公的団体の認定申請というのは、151とか1000いくつあるというんですが、基準の中でこれとこれは申請しなくてもいいよというふうな形を取ら

ないと、受ける側が大変じゃないのかなという気がします。ですから、条例の中でやるのか、どこでやるのか、例えば自治会連合会みたいなあらかじめわかっているような団体ですよ。こういうものはもう申請しなくてもいいよ、あるいは、会長が変わったときには申請しなおしてくださいね、とか、あるいは5年間は申請しなくていいよとか、そういう形で対応していかないととてもじゃない、というふうな気がしました。

それと、先程優良公民館等の取り組みのお話、私もこれは初めて知りました。どういう形で宣伝していくのかなというところが、ちょっと気になりました。知らなかったのでね、また、そういうことを教えていただければというふうに思いました。

渋江会長

ありがとうございました。では、海野委員お願いします。

海野委員

初めてこの会議に参加させていただきまして、色々こういうことを検討なさっているのだと思ったわけですが、私もちょっと勉強不足で申し訳なかったのですが、根本的になるのですけれども、生涯学習センターとか交流館の現在の状況が、例えば利用者はもう十分いるけれど、それらを規則正しく有効な利用を促進したいために審議されているのか、いや、まだまだ余地があると、新しい市民やいろんな方に参加してもらう余地があるので、そういった部分でいろんな内容を決めていきたいとか、というところの部分がちょっと勉強不足でわからなかったものですから、今後勉強させてもらっていったらと思います。

渋江会長

ありがとうございます。今のお話は今日でなくていいので、新しい委員の方もいるので、事務局から何らかの形でご提示いただけたらいいかなと思います。

では、内山委員お願いします。

内山委員

藁科生涯学習センターの積極的な活動、高く評価いたします。今年になって生涯学習センターの取組が、積極性が増してきたという事例を2点ほど紹介させていただきます。

まず、長田生涯学習センターですが、今度7月に歴史博物館ができます。それに関連して、地域の歴史を掘り起こすということで、長田生涯学習センターでは、今までは長田地区をいくつかのコースに分けて、いわゆる歴史観光という形で、市民の皆さんをご案内していたのですが、今回、それだけでなく、事前にプレゼンテーションをして、先に所謂勉強をして、それから歩くという形になっております。これが歴史博物館に

関連して、それぞれの生涯学習センターで取り組んでいるという事業を聞いておりますので、大変いい動きだと思っております。

もう1点は、来年、安倍川橋ができて100周年になります。それに関連しまして、実は私駿府ウェイブの観光ボランティアガイドのガイドをしています。駒形小学校の先生を10名集めて、駒形学区のところをご案内して、所謂100周年に向けて、来年の7月に安倍川の花火大会があると思うのですが、弥勒の歴史を知る、所謂旧東海道が通っています。非常に歴史がある。また、所謂駿府の昔の処刑場があったところになります。非常に歴史がありまして、それからあと、西部生涯学習センターでも弥勒の関係を取り組んでいます。非常にこの2つに積極性を見ておりまして、さらに積極的に取り組んでいただきたいという事で要望をしております。

洪江会長

ありがとうございました。では、井上委員お願いします。

井上委員

私の方からは2点。まず先程、ウの「こ・こ・に」の事業紹介のところ、高校生まちづくりスクールで、具体的なアクションにつながるプロジェクトができたというお話がありまして、大変頼もしく、素晴らしい取組だなという風に拝見をさせていただきました。普段、高校の先生方と接することが多いので、高校の先生からお話を聞いた範囲でお伝えすると、高校生向けの講座、多分この2つ以外にも静岡市さんの方で、例えば選挙の出前講座ですとか、それぞれの課でそれぞれアプローチしているものがあると私はお聞きしております。高校の先生方も今働き方改革が叫ばれる中で、お忙しい中で、担当課バラバラで市の担当者がそれぞれ挨拶に来て、それぞれ受け答えしないといけないみたいなことは、多少負担感を感じられるというお話を聞きますので、生涯学習推進課でやるのか教育委員会でやるのかというところは議論になるところかとは思いますが、そういった高校生向けの講座がなんらかの形で、せつかく2つまとまっていて、それぞれ成果も出ているということですので、何か一覧にまとまっているようなものがあると、さらにいいのではないかなと思ながらお話を伺っていた次第です。

2点目は、審議会の進め方の話ですけれども、今回報告事項が多いということで、手元の時間で報告の時間と質問の時間とどれくらいかなと簡単に見ていたんですけど、時間でみるとア～エまでのところで説明の時間と、質疑応答の時間で圧倒的に説明いただいているお時間の方が多くて、お一人丁寧に説明いただいている方がいて、ありがたいという一方で、資料を事前に送付いただいて、皆さんも一読いただいてから参加いただいているかと思えます。それぞれ委員、お忙しいお立場でご参加いただいておりますので、是非、この場で活発な審議というか、委員の皆様のお声をたくさん聴くような、そんな会になっていくとさらにいいのではないかと感じた次第であります。

渋谷会長

ありがとうございます。今回、4件とも報告事項でしたが、事項の中には委員から色々な意見を出してもらった方がいいものを含んでいたように思います。そういうものについては時間を多めに配当されるなど、今後は考えていただけたらと思います。

では、本日の議事は終了いたしましたので、進行を事務局へお返ししたいと思います。